



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 968 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 969 " ( " )
- 970 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 971 " ( " )
- 972 " ( " )
- 973 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
- 974 救急病院の廃止 (医務課)
- 975 救急病院の認定 ( " )
- 976 有田川土地改良区の役員の退任 (農村計画課)
- 977 換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定 ( " )
- 978 県営畑地帯総合整備事業の工事の完了 ( " )
- 979 道路の区域変更 (道路保全課)
- 980 新道路の供用開始等 ( " )
- 981 道路の区域変更 ( " )
- 982 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
- 983 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (漁港課)

### ○ 正誤

平成19年3月30日付け和歌山県報号外(12)和歌山県訓令第25号中  
平成19年3月30日付け和歌山県報号外(15)和歌山県訓令第34号中

## 告 示

### 和歌山県告示第968号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那医 180-14	かわぐちクリニック	岩出市中迫275番地9	平成 19.6.30

### 和歌山県告示第969号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により

指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那医 190-15	よしだクリニック	岩出市吉田鴨沼413-1	平成 19.6.30

### 和歌山県告示第970号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩医 6-19	かわぐちクリニック	岩出市中迫275番地9	平成 19.7.1

### 和歌山県告示第971号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩医 7-19	よしだクリニック	岩出市吉田413番地1	平成 19.7.1

### 和歌山県告示第972号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋医 90-19	岡本クリニック	橋本市清水512の7	平成 19.7.17

### 和歌山県告示第973号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更につい

て、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
30101000 83	いこいの家共同作業所	就労移行支援	利用定員	6人	6人	平成 19.7.1
		就労継続支援B型		14人	14人	
	つむぎの家共同作業所	就労継続支援B型		10人	10人	
	共同作業所えがお	就労継続支援B型		15人	10人	

和歌山県告示第974号

次の病院について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 古梅記念病院
- 2 所在地 和歌山市友田町2丁目32番地
- 3 失効日 平成19年7月13日

和歌山県告示第976号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員

職名 氏名 住所

理事 永岡宏造 有田郡有田川町大字明王寺461番地1

和歌山県告示第975号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 古梅記念病院
- 2 所在地 和歌山市新生町53-2
- 3 有効期限 平成22年7月13日

和歌山県告示第977号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を、平成19年7月23日付けで地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、その旨を公告する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	特に減ずる地積 ㎡	摘要
印南町	津井	柳ヶ谷	563-6	山林	山林	2,893	950	

和歌山県告示第978号

県営畑地帯総合整備事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営畑地帯総合整備事業須谷・田殿地区
- 2 確定年月日 平成16年5月17日
- 3 工事を完了した時期 平成19年7月11日

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 粉河加太線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市加太字北坂田843番3地先から同市加太字南坂田820番2地先まで	旧	7.50 ? 30.00	289.00	

和歌山県告示第979号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

同上	新	7.50 ? 23.00	289.00	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第980号

平成19年和歌山県告示第979号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年8月7日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第981号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 橋本五條線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市上田字塙ノ谷91番5地先から同市上田字荒内5番1地先まで	旧	4.50 ? 11.37	704.00	
同上	新	5.10 ? 15.00	704.00	

和歌山県告示第982号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 内原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	和歌山市		内原	南山	1678番1	
2号	"		"	"	1678番1	
3号	"		"	"	1721番	

4号	"		"	"	1730番	
5号	"		"	"	1678番1	
6号	"		"	"	1678番1	

- 2 和歌浦中(3)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱2号と標柱3号を結んだ線、標柱2号と標柱5号を結んだ線、標柱5号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱3号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域を昭和59年12月8日和歌山県告示第843号で指定した和歌浦中(3)地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
2号	和歌山市		和歌浦中3丁目		1091番	国有地
3号	"		"		1020番	
5号	"		"		1091番	国有地
6号	"		"		983番	
7号	"		"		984番	

和歌山県告示第983号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を太地町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで縦覧に供する。

平成19年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3767-1番地
- (2) 名称 太地町
- (3) 代表者住所 和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦636-5番地
- (4) 代表者氏名 太地町長 三軒一高

- 2 埋立区域

- (1) 位置

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地字寄子路3166-11番地、3166-7番地、3166-8番地、3184-9番地、3184-2番地、3165-2番地、3165-3番地、3165-1番地、3164-1番地及び3901-9番地に接する道路敷である県有地の地先公有水面

- (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊹の地点 和歌山県東牟婁郡太地町太地、太地港北

防波堤灯台(北緯33度35.3分,東経135度57.0分)から290度06分04秒681.08mの地点

- ②の地点 ①の地点から 66度14分50秒 2.00mの地点
- ③の地点 ②の地点から 156度54分49秒 1.12mの地点
- ④の地点 ③の地点から 68度38分00秒 5.09mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 72度34分43秒 6.59mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から164度48分16秒 0.05mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 76度54分22秒 5.99mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 80度47分44秒 5.99mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 84度41分20秒 5.99mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 87度02分05秒 5.99mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 89度03分05秒 2.40mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から358度51分13秒 0.05mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 89度03分05秒 3.60mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 90度58分25秒 5.99mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 95度05分42秒 4.79mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 99度49分59秒 2.99mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から103度20分54秒 2.99mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から106度53分31秒 2.99mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から110度29分17秒 2.99mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から112度16分06秒 3.00mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から110度43分55秒21.47mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から141度43分01秒39.18mの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から231度43分01秒 0.05mの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から141度43分01秒31.80mの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から 51度43分01秒 0.05mの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から141度43分01秒36.90mの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から 51度43分01秒 1.12mの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から141度43分01秒 2.84mの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から248度40分14秒 4.86mの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から320度11分56秒 1.78mの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から317度12分00秒10.03mの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から316度14分00秒10.05mの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から316度27分38秒10.04mの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から315度37分37秒10.06mの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から317度35分55秒10.03mの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から319度49分37秒10.01mの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から329度53分38秒10.10mの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から336度17分28秒10.33mの地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から316度41分16秒10.04mの地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から326度54分59秒10.04mの地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から321度20分28秒 7.09mの地点
- ㊷の地点 ㊷の地点から304度00分38秒10.27mの地点
- ㊸の地点 ㊸の地点から289度58分19秒10.00mの地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から288度44分28秒 9.63mの地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から276度49分42秒 9.37mの地点
- ㊻の地点 ㊻の地点から270度43分25秒 9.82mの地点

- ㊼の地点 ㊼の地点から267度28分05秒 9.82mの地点
- ㊽の地点 ㊽の地点から262度32分34秒 9.67mの地点
- ㊾の地点 ㊾の地点から255度36分34秒 9.66mの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から254度44分45秒 7.79mの地点
- ㉀の地点 ㉀の地点から246度14分50秒 1.95mの地点

(3) 面積

810.63平方メートル

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成17年6月16日 16和歌山県指令漁第455号

4 しゅん功認可年月日

平成19年7月30日

正 誤

正 誤

平成19年3月30日付け和歌山県報号外(12)和歌山県訓令第25号中

ページ	段	誤	正
15	左	、人事課長	人事課長

正 誤

平成19年3月30日付け和歌山県報号外(15)和歌山県訓令第34号中

ページ	段	行目	誤	正
10	左	上から6	もの	商工会に係るもの
		上から10	もの	商工会に係るもの